

第2 計画の性格と役割

2期計画は、条例第11条に基づき策定されるものです。

また、健康増進法及び「健康長寿とちぎづくり推進条例」(平成26年制定)に基づく栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン(2期計画)〔2013～2022〕」の部門計画として位置づけられるとともに、次の計画と整合性を図っています。

- 栃木県保健医療計画(7期計画)〔2018～2023〕
- 栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21(七期計画)〔2018～2020〕
- 栃木県障害者計画 とちぎ障害者プラン21〔2015～2020〕
- とちぎ子ども・子育て支援プラン〔2015～2019〕
- 第3期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン2020〔2016～2020〕

第3 計画期間

2期計画は、平成30(2018)年度を初年度とし、平成34(2022)年度までの5か年を計画期間とします。

第4 歯及び口腔の健康づくりのための施策

歯と口腔の健康づくりに取り組むことは、「話す」「食べる」といった口腔の働きを健全に保ち、全身の健康の保持増進に資するのみならず、「話す」ことや「食べる」ことが「生きる楽しみ」となり、QOL(Quality of life:生活の質)を向上させ、健康で豊かな生活をもたらしてくれます。

しかし、高齢となり、歯と口腔機能の衰え(オーラルフレイル)が進むと、低栄養や誤嚥性肺炎などの危険性が高まり、ひいては要介護状態へと移行していくため、早期から適切に対応することにより、歯と口腔機能の低下を防ぐことが必要です。

このため、2期計画では、学齢期のむし歯予防対策の充実をはじめ、歯と口腔の機能低下の防止に向けた成人期の歯周病対策の強化など、次の4つの項目に基づき施策を展開していきます。